

名古屋市告示第382号

景観協定への加入

景観法（平成16年法律第110号）第87条第2項の規定により、次のとおり景観協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第83条第3項の規定により公告するとともに、景観協定を公衆の縦覧に供します。

令和7年7月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 景観協定地区の名称

那古野一丁目地区景観協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市西区那古野一丁目3402番	令和7年6月23日
名古屋市西区那古野一丁目3427番	令和7年6月23日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課（名古屋市役所西庁舎4階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課